

美術館（所蔵作品展）と縮景園の共通利用料金改定のお知らせ【令和7年4月14日から】

日頃から、美術館を御利用いただきありがとうございます。

県では、縮景園の更なる魅力発信に向けた環境整備の充実を図るため、入園料の改定を行うことに伴い、次のとおり、美術館（所蔵作品展）と縮景園の共通利用料金の改定を行います。

一般料金で御利用される方には御負担をお願いすることになりますが、御理解いただきますようよろしくをお願いします。

○改定期日 令和7年4月14日（月）

○改定内容

【美術館（所蔵作品展）と縮景園の共通利用】

	現行	改定後
一般	610 円	660 円

大学生は 350 円で据え置き

※令和7年2月広島県議会定例会において、縮景園入園料の改定に関する条例改正案が可決され、令和7年4月14日から新料金が適用されます。